

国・奈良市の反論 (第二回口頭弁論) に対する弁護側の再反論を陳述

1月28日、自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)の第三回口頭弁論が奈良地裁1001号大法廷で行われました。定員オーバーによる抽選にはなりませんでしたが、傍聴席は原告の支援者でほぼ満席となりました。今回も東京や大阪、滋賀県などのからの傍聴がありました。

これからが正念場

第二回口頭弁論(10月8日)の直前に被告である国・奈良市は準備書面を提出し、第二回口頭弁論で被告は原告の訴状に対する反論を行いました。自衛隊法97条と施行令120条を根拠として国に個人情報を提供してよいと強弁したのです。これに対してそんなものは個人情報提供してもよいという根拠にならない

原告弁護団の佐藤博文弁護士は過去二回の口頭弁論に続いて、今回も北海道から駆けつけられました。閉廷後に教育会館で行われた報告集会には、会場とオンライン合わせて約70人が参加しました。

「国言いなり」の奈良市でいいのか憲法13条と同時に問われる地方公共団体の姿勢

と全面的に再反論したのが原告の第5準備書面で、弁護団事務局長の諸富弁護士が今回の公判でこの準備書面に基づいてその内容を陳述したところと、裁判はこれからが正念場となります。

地方自治を問う

口頭弁論というラインからではなく、指定代理人のあり方について異議を申し立てるというのが今回の公判での毛利弁護士の役割でした。イレギュラーなやり方でのこの重

要な問題提起は、傍聴席がガラガラではできにくい戦術であり、傍聴席を満席にする意義がここにもあります。

原告訴状の「問題の所在」が指摘する論点は明解です。そして、裁判の進行の中で浮上してきた「指定代理人問題」のように、奈良市という独立した地方公共団体が国の言いなりになって個人情報を提供するといふ隷属関係の地方公共団体であっていいのか。憲法が要請する地方自治の本旨とは何かが問われています。

第4回口頭弁論 3月18日(火)14:30~奈良地裁



第3回口頭弁論終了後奈良県教育会館で行われた報告集会で、原告弁護団の毛利崇弁護士(大阪)が「国と奈良市の指定代理人重複問題」についてミニ講演を行いました。今回の第3回口頭弁論に入る前に毛利弁護士から国と奈良市の指定代理人が同一人物であることは本裁判にとって有耶無耶にはいけない根本の問題であると指摘するやりとりがあり、原告弁護団長の佐藤真理弁護士や佐藤博文弁護士(北海道)も意見を述べました。毛利弁護士はこの問題は、憲法が要請する地方自治にかかわる問題であり、本裁判にとって重要な論点であることを説明。報告集会参加者から「裁判の最初のやりとりの意味が理解できた」という感想が寄せられました。

- 毛利弁護士の理路整然とした明快なミニ講演がとてもすばらしかった。地方自治のあるべき姿が明確になった。
- 毎回傍聴して報告集会に参加していますが、学ぶことが多く、これからの活動がより大切なことになるということがよくわかりました。
- 裁判はむずかしかったのですが、あとの集会でだいぶ理解できました。

報告集会参加者のアンケートから

- 佐藤博文弁護士の札幌市議会に向けた陳情の取り組みのお話はとても参考になりました。
- 今日は、裁判のたたかひのすばらしさとおもしろさ、学ぶことの多さを感じた。
- 指定代理人が同じであることは、地方自治の本旨からいって違憲・違法。そこを論点として公判が進んでいることは重要だとあらためて感じました。

「自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)」を

支援する会 ニュース

2025年2月1日 第7号

「RYU裁判を支援する会」のHPにアクセスを!



《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟 (RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町9-6

☎0743(20)7183 FAX:0743(20)7184

E-mail:narakenheiwaiinkai@iris.eonet.ne.jp



自衛隊名簿提供違憲訴訟 原告第5準備書面 要旨

被告奈良市第1準備書面及び被告国第1準備書面に対し、以下反論する。

1. 本件条例8条1項1号（例外規定）の「法令等」の解釈

- (1) 個人情報4情報の目的外利用は基本的人権の制約であること
- (2) 条例8条1項1号の「法令等」の具体的な解釈について

例外的に本人同意なく個人4情報を第三者に目的外に提供するためには、提供を許容する具体的な法令の存在が必須となる。

加えて、当該法令による制約が、公共の福祉（憲法13条）による制約として、許容されるものでなければならない。① 関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らか。② 保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれることがその要件。

(3) 提供が許容される法令の具体例

具体的な事案に照らして、事実関係の調査、解明に必要な範囲で、個人情報の提供を認めるとするものがほとんど。犯罪捜査・違法不正の調査や税務調査、民事裁判、感染症予防、児童の保護など、広く社会全体の利益に関する目的の規定ばかりである。

2. 自衛隊法97条1項及び同施行令120条は「法令等」に該当しない

(1) 自衛隊法施行令120条の解釈

120条に基づく資料の提出の求めは、自衛官等の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべき。

被告らは施行令120条にいう「必要な報告又は資料の提出」には「個人4情報に係る報告又は資料の提出も当然含まれる」と主張する。しかし、被告らの主張は、自衛隊法逐条解説にすら記載のない独自の解釈でありこじつけである。

(2) 自衛隊法97条1項の授權の限界

自衛隊法97条1項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ない。制定当初から現在に至るまで、一貫してプライバシー権を制約することなど一切想定していない。住民基本台帳法には個人4情報をまとめて提供を可能にする規定は存在しない。自衛隊法97条1項をもって住民基本台帳法の例外規定と位置付けることは、同法が2006年の改正によって個人4情報を原則非公開とした趣旨に違反する。

(3) 自衛隊法97条1項及び同施行令120条は、奈良市個人情報保護条例8条1項にいう「法令等」に該当しない。

＊「要旨」は原告側の反論のエッセンスですが、全文（16ページ）は「自衛隊名簿提供違憲訴訟を支援する会」のHPにアップされています。

3. 本件における違憲・違法性

- (1) 法令等の根拠がなく、違憲であること
- (2) 必要な限度を超えた提供による違憲・違法であること

支援する会のHPの QRコード



奈良地本による募集業務に出生年月日・性別は全く必要がない。

「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」に含まれない。自衛隊法97条1項、同施行令120条は「自衛官又は自衛官候補生の募集」について定めた規定であり、これらの規定により、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の募集ができないことは明らかである。被告国は、本件募集案内はがきに「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の記載を併せて行ったとしても「自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の趣旨に反するものではない。」と主張する。しかし本件覚書は自衛官等の募集のために締結されており、目的外利用は禁止されている。「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の案内を記載した本件募集案内はがきを原告に送付した被告国の行為は明らかに違法である。